

産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
氏 名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 6年（2024年）3月26日
許可の有効年月日 令和11年（2029年）3月25日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎）
産業廃棄物の種類
木くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類 : 破碎施設（移動式）
保管場所 : 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5
設置年月日 : 平成25年10月7日
処理能力 : 456 t/日（8時間）
許可年月日 : 平成25年10月7日
許可番号 : 佐賀県指令25循環第5号

3. 許可の条件

排出事業場敷地内での作業に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 3月26日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。